
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」/Vol. 195

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// // I N D E X //

1・2019年7月前半の安全管理ごよみ

2・安全管理法律相談～信号のない交差点での四輪車と自転車の事故

3・交通事故の裁判事例～契約外の運転者の事故で保険金の支払いを認めず

4・今日の朝礼話題～業務の終わりかけに油断しない

5・【新発売】教育用冊子「自分で気づこう！バック事故の危険〈改訂新版〉」

6・【新発売】教育用テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」

// //

★7月前半の安全管理ごよみ

◆1日(月)

——国民安全の日

◆1日(月)～7日(日)

——全国安全週間

◆1日(月)～12日(金)

——2019年度Gマーク(安全性評価認定)申請受付

◆1日(月)～31日(水)

——車内事故防止キャンペーン(バス)

——熱中症予防強化月間

——平成31年度陸上貨物運送事業「夏期労働災害防止強調運動」

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2019/06/10/kongetsu-untankenri-2019july/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、W I L L法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第70回「信号のない交差点での四輪車と自転車の事故」

【質問】

先日、駅近くの交差点で、通勤中の従業員の自転車が四輪車との事故をおこし軽傷を負いました。現場は信号のない交差点で、自転車に一時停止の義務がありましたが一時停止せずに四輪車と衝突してしまいました。相手の四輪車は任意保険に加入しておらず、車の修繕費を請求されています。しかしながら、弊社の従業員も保険に加入していません。このような場合、どのように対処すればよいのでしょうか？

【回答】

この件では、四輪車と自転車の、信号機により交通整理の行われていない交差点における事故で、自転車側に一時停止の義務があったという事例です。

この場合、過失割合は自転車が40、四輪車60が基本とされており、これに加えて、他の修正要素として、それぞれの著しい過失や重過失の有無により増減します。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/06/01/houritsu-70-jitensyajiko/>

■交通事故の裁判事例

今回は、運転者限定特約付の自動車保険につき、保険金請求者が運転者が特約で限定された者であったという外形的事実を証明する必要があるとした事例を紹介します。

『契約外の運転手が事故を起こしたとして保険金の支払いを認めず』

【事故の状況】

平成26年2月17日午前5時30分頃、Aは普通乗用車を運転して愛知県東明市の交差点を右折したところ、路面が凍結していたためスリップして街路灯に衝突して大破しました。

事故を起こした車両は、夫婦（Aとその夫）のみが運転できる運転者限定特約付の保険に加入していましたが、Aが運転していたとして修理費用の826万6,238円を保険会社に請求しました。

保険会社は、事故車両のエアバッグには男性の血液が付着しており、事故当時夫は仙台に単身赴任していたため運転していないことは明らかであり、運転していたのはこの夫婦以外の者であるとして、保険金の支払いを拒否しました。

Aらは、誰が運転していたかの立証責任は保険会社にあり、当時運転していたのはAであることはAの供述からも信用できるなどと主張しました。

裁判所では、次のように述べて、保険会社の主張を認めました。

【裁判所の判断】

「運転者限定特約は、保険者の責任を一定の場合に限定し、保険事故の発生確率を低減させて契約者に保険料の減額という利益を与えるものであって、それ自体が保険契約の内容を構成するうえ、運転者が誰であるかは保険金請求者の側で主張立証が容易であることを勘案すると、運転者限定特約が付された保険契約の場合、保険事故の外形的事実のなかには、運転者がその特約で限定された者であったことが含まれる」

「Aの供述等のみならず、長男とその友人の証言等のいずれも信用性に欠け、事故当時Aが運転していたとは到底認め難く、運転者していたのはAの夫以外の男性であったと認めるのが相当である」

とし、保険事故の外形的事実（とくに運転者がAであること）について立証が

なく、理由がないと請求を棄却しました。

(名古屋地裁 平成29年4月28日判決)

■今日の朝礼話題

『業務の終わりかけに油断しない』

営業や配送の管理職を担当している友人から、「業務がほぼ終わって、会社に戻るときの事故が多くて困っている」という話を聞きました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/06/18/tw-gyoumuowari/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】教育用冊子「自分で気づこう！バック事故の危険〈改訂新版〉」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット〈5冊〉・税別・送料実費）

本冊子は、バック時の自身の運転をチェックすることによって、具体的な危険に気づくことのできる、ドライバーのためのバック事故防止教育教材です。

改訂版では、従来の4場面新たに「狭路へのバック」「道路端に駐車する際のバック」の2場面を加えた計6場面のイラストを見ながら、5つの質問にハイ・イエで答えるだけで、バック時における自身の危険性に気づくことができます。

巻末には付録として「バック事故を防止するための具体的方策」を掲載しています。バック事故を防ぐための対策を考える際のヒントとしてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<http://bit.do/eVj5p>

【新発売】

■教育用テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,400円（税別・送料実費）

本書では、真のプロドライバーを「スキル」「マナー・モラル」「安全マインド」の3つの条件を併せ持った人と定義しています。

この中でも特に「安全マインド」は「絶対に事故を起こさない」という強い意識へとつながるため、ドライバーにとって事故防止のための最も重要な心がけと言えます。

第1章では、安全マインドが備わっているドライバーと備わっていないドライバーの働く姿勢が会社や社会に及ぼす影響をマンガで比較することで、安全マインドを持って働くことの大切さを理解することができます。

第2章では、各ドライバーの安全マインドを高めるための具体的な活動事例を紹介していますので、各事業所で安全マインドを高めるための活動の参考にいただけます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3100qLu>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和1年6月18日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

